

平成 21 年 12 月 10 日

平成22年度診療報酬改定時におけるレセプト電算処理
システムマスターに係る仕様変更

1 対象マスター

医科診療行為マスター及び特定器材マスター

2 変更概要

(1) 「医科診療行為マスター」

- ① 予備項目として 10 項目を追加します。
- ② 項番 45 「対象施設基準」項目の形式「3 バイト・固定」から「4 バイト・可変」へ及び項番 72～81 「施設基準コード①～⑩」項目の形式「3 バイト」から「4 バイト」へ変更します。

(2) 「特定器材マスター」

追加項目（変更年月日等）として 5 項目及び予備項目として 3 項目を追加します。

3 変更理由

(1) 「医科診療行為マスター」

- ① 平成 22 年度診療報酬改定に対応できないため、予備項目を追加します。
- ② 施設基準コードは今後の拡張のため、桁数を増やします。

(2) 「特定器材マスター」

- ① 材料価格基準は点数表（医科・歯科・調剤）ごとに器材が告示されていることから、特定器材マスターには同一名称、価格の器材を別コードで収載しているが、点数表等を表す項目がないため、材料価格基準の別表番号等を「項番 31 及び 32」に収載することにより、当該特定器材がどの点数表に該当するか明確化を図ります。
- ② 価格等に経過措置が設定されている場合があるが、マスターに経過措置を管理する項目がないため、経過措置年月日を「項番 29」に収載します。
- ③ 履歴を管理する項目がないため変更年月日を「項番 28」に、廃止年月日を「項番 30」に収載します。
- ④ 現在、予備が 1 項目のみであるため、今回の仕様変更に伴い、「項番 33～35」に予備を 3 項目追加します。

4 変更仕様

追加項目及び予備項目は、現行のマスターの最後尾に追加します。(別添 1、2 参照)

5 変更時期

平成 22 年 4 月版として平成 22 年度診療報酬改定時に併せ公表する予定です。